

高裁なごや vol. 36

平成30年度 憲法週間広報行事

毎年5月1日から7日までの憲法週間にちなみ、裁判所、検察庁、弁護士会、法務局では、さまざまな行事を開催しています。

名古屋高等裁判所では、次の行事を開催しました。

1 裁判所、検察庁、弁護士会合同企画

「司法を知ろう！」見学ツアー開催報告

5月28日(月)の午後、裁判所・検察庁・弁護士会の共催で、検察庁→裁判所→弁護士会の順番でそれぞれの施設を見学していただくツアーを開催しました。ここでは、裁判所のツアーの様子を御紹介します。

まずは、参加者の皆様に裁判所のことを知っていただくために、裁判所の職員から、裁判所の組織と裁判所で働く人について説明を行いました。次に、現役の裁判官から、裁判官の仕事について説明を行いました。一般市民の方が裁判官と接する機会はあまりないかもしれませんが、裁判官が普段どのような仕事をしているか、何に注意しながら裁判に臨んでいるか、など、参加者の皆様の質問にもお答えしながら説明を行うことで、裁判官を身近に感じていただけたことと思います

裁判官の説明の後は、法廷の見学を行いました。参加者の皆様には、法廷内で裁判官等が着る黒い服(法服)を着ていただいたり、裁判官の席がある法壇に上がっていただいたりしました。裁判員裁判のときに使用される法廷においては、分かりやすい裁判を実現するために使用されるディスプレイやタッチパネルなどのIT機器も御覧いただきました。

また、裁判員候補者に選ばれた方の中から、裁判員を選任する手続を行う部屋も御覧いただきました。



(裁判官による説明の様子)

【参加された方の声】

- 興味深い説明が聞けて良かったです。裁判を傍聴してみたいと思います。
- 普段行けない所を見学させていただき、よかったですと思います。
- 実際の検察官や裁判官、弁護士の方からお話を聞くことができ、貴重な経験になりました。
- 法曹の仕事について少しでもふれることができ、勉強になりました。

2 名古屋高等裁判所・名古屋家庭裁判所合同企画

「成年後見制度って何だろう？」開催報告

5月23日(水)の午後、名古屋高等裁判所と名古屋家庭裁判所との合同で、家庭裁判所の役割や、社会的に注目されている成年後見制度について知っていただくための企画を開催しました。

成年後見制度とは、認知症等によって、物事を判断する能力が十分でない方(「御本人」といいます。)について、御本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選任し、御本人を法律的に支援する制度です。

参加者の皆様には、まず、親の判断能力が低下してきた主人公の男性が、成年後見制度を利用する様子を描いた手続説明用ドラマを御覧いただきました。その後、家庭裁判所において実際に成年後見等を担当している職員が、成年後見制度を利用するには誰がどこに申し込むのか、成年後見人の仕事はどのようなものか、などについて、スライドを用いながら、より詳しく説明を行いました。

説明の後は、参加者の皆様に、家庭裁判所をより身近に感じていただくために、普段公開されていない家庭裁判所内の施設を見学させていただきました。



(裁判官等による説明の様子)

【参加された方の声】

- 成年後見制度の充実に向けて、様々な取り組みが始まっていることを知って、将来使う立場として少し安心しました。
- 見学楽しかったです。

- 初体験, 勉強になりました。
- 普通では見られない場所まで見せていただき, ありがとうございます。

夏の広報行事の御案内

名古屋高等裁判所と名古屋家庭裁判所は, 8月16日(木)に, 夏休み企画として模擬少年審判と庁舎見学を内容とする広報行事を合同で行う予定です。

応募方法等については, 追って名古屋高等裁判所ウェブサイトにて御案内を掲載いたします。